

大洲市立保育施設給食管理ソフトウェア導入業務 仕様書

1 業務名

大洲市立保育施設給食管理ソフトウェア導入業務

2 履行場所

大洲市役所子育て支援課及び大洲市立保育施設 1 1 施設

3 ソフトウェア仕様

(1) 保育施設給食管理ソフトウェアについて

- ① 保育施設給食管理専用であること。
- ② 最新の「食事摂取基準」(厚生労働省)に対応していること。
- ③ 最新の「食品成分表」(文部科学省)に対応していること。
- ④ 「保育所における食事の提供ガイドライン」「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「大量調理施設衛生管理マニュアル」「保育指針」(厚生労働省)「保育所給食の手引き」(愛媛県)等の保育施設給食運営に係る法令や指針、仕組みに基づいた内容であること。
- ⑤ 栄養管理、献立作成、材料発注、納品管理、調理・衛生管理、食材料費集計ができること。
- ⑥ 統一献立データを複数施設で取り込むことができ、各施設で変更並びに発注等の給食管理が単独でできること。
- ⑦ 給食の無い日や行事食等が栄養集計に反映されないよう設定できること。
- ⑧ 外部搬入施設において、自園調理にかかる⑤～⑦の対応が可能であること。
※ 大洲市では、3歳未満児及びそれに係る職員給食は完全自園調理であるが、一部施設において3歳以上児及びそれに係る職員給食を学校給食センターから外部搬入している。外部搬入をするのは、祝祭日及び小・中学校の長期休業期間を除く月曜日から金曜日の昼食のみで、日々のおやつと土曜日及び小・中学校が長期休業期間中の昼食は、3歳未満児と合わせた完全自園調理を提供している。
- ⑨ ④～⑧のデータが連動し、反映される帳票が作成及び印刷できること。また、カスタマイズが可能であること。
帳票は、なるべく大洲市の様式(別添参照)に類似たものであること。
- ⑩ 児童の個別管理ができること。
- ⑪ バックアップ機能があること。
- ⑫ インストール用メディアがあること。
- ⑬ データの取り込み、出力はMicrosoft Excel形式で行えること。

- ⑭ 利用にあたって、管理者権限が不要であること。
- ⑮ インターネットへの接続が不要であること。
通常の使用時及びインストール、アップデート、ライセンス登録等でインターネットへの接続が不要であること。
- ⑯ 動作環境として下記のスペックで動作すること。

対応 OS	Windows 10
CPU	Intel Core i5-3320M 同等以上
メモリ	2GB 以上
ディスプレイ	1,366×768ドット
ハードディスク	空き容量 1GB
その他	Microsoft Office2013 以上

(2) 保守について

以下のことについて、対応可能であること。

- ① 「食事摂取基準」(厚生労働省)の改定によるバージョンアップ等対応
- ② 「食品成分表」(文部科学省)の改定によるバージョンアップ等対応
- ③ 保育施設給食運営に係る法令や指針等の改定によるバージョンアップ等対応
- ④ マイクロソフトOSの改定によるバージョンアップ等対応
- ⑤ 操作方法、設定方法等について電話、メール、FAX等による問合せが可能なこと。
- ⑥ ソフトウェアやマニュアルの紛失時の再交付等が可能であること。

4 業務内容

- (1) 給食担当者の端末にソフトウェアのインストールを実施すること。
インストールにあたって、管理者権限等が必要な場合は担当課と協議の上、管理者権限等を得ること。
- (2) ソフトウェアの初期設定を行うこと。
・バックアップの設定、初期帳票の登録作業等

5 その他

- (1) 導入時操作説明会について
大洲市からの要請がある場合は、操作説明会を1回以上行うこと。又、それに要する費用は全て受託者の負担とする。
- (2) 実績について
標記業務について、愛媛県内で受託実績があること。

参考

